

中国税務速報

2022年8月18日

1. [国家税務総局による公告 2022 年第 15 号] 2022 年 7 月の増値税の繰越税額還付の申請期間延長に係る公告

増値税の繰越税額還付の範囲を拡大する政策を円滑に実施し、納税者に還付申請の便宜を図るため、2022 年 7 月における増値税の繰越税額還付の申請を 7 月の最終営業日まで延長すると決定しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5178102/content.html>

2. [国家税務総局による公告 2022 年第 16 号] 税源浸食と利益移転 (BEPS) 防止措置実施条約に係る多国間条約の効力発生と当条約の適用に関する公告

OECD の委託を受け G20 が主導する租税条約に基づく税源浸食と利益移転 (BEPS) を防止するため、既存の二国間租税条約について包括な修正を行い、BEPS に関する行動計画の成果を上げるため、2022 年 6 月 30 日現在、我が国を含む 97 カ国又は地区が条約に署名しました。

- ① 国务院の批准を受け、我が国は 2022 年 5 月 25 日、「条約」の寄託者である OECD の事務局長に条約の批准書を寄託した。「条約」の第三十四条（発効）第二項の規定に基づき、2022 年 9 月 1 日に我が国において効力が発生する。
- ② 2022 年 6 月 30 日現在、租税条約の締約相手国による発効手続の完了に伴い、我が国が締結した 47 の租税条約が適用される。適用開始時期は「条約」第 35 条（適用開始）の規定に基づき、決定される。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5175898/content.html>

3. 【商消費発 2022 年第 92 号】自動車の流通活性化及び自動車の消費拡大措置に係る通知

- ① 新エネルギー自動車の購入・利用支援
 - a) 地域間の自由な流通を促進し、新エネルギー車市場の地域保護を撤廃する。各地域は、新エネルギー車について各地域独自で販売と消費補助金取得のための届出や不合理な条件を設定してはならない。
 - b) 新エネルギー車の消費を支援し、新エネルギー車に係る車両購入税について免除政策満了後の延長問題を検討する。
 - c) 充電施設の建設を積極的に支援する
- ② 中古車市場の活性化を加速
 - a) 中古車流通の発展に対する不当な制限を撤廃し、他業種企業が中古車販売事業に参入することができることを明確にする。新車及び中古車販売に従事する企業については、事業範囲を「自動車販売」と一律に登録し、関連規定に照らして届出を行う。
 - b) 中古車商品の流通を促進し、自動車販売会社が全国統一の会計制度の規定に基づき、事業に使用する中古車を「在庫商品」として計上しなければならないことを明確にする。
 - c) 中古車流通の大規模な発展を支援し、各地域が実施している中古車転入制限を全面的に廃止する政策を厳格に実施する。2022 年 8 月 1 日より、全国 (国が指定する大気汚染防止重点区域を含む) において、中国の第五段階汚染物質排出基準を満たす非運営小型中古車の転入制限を中止し、中古車の自由な流通と地域を跨ぐ経営事業を促進する。

③ 自動車の更新消費を促進:

各地域が経済・技術などの手段を総合的に活用し、老朽化した車輛の廃棄を促進する。自動車の下取りが可能な地域は、老朽化した車輛に対する淘汰・更新を加速する。廃棄車両のリサイクルシステムを改善し、資格のある企業が廃棄車両取得することを支援する。

④ 自動車の並行輸入の持続的かつ健全な発展の推進

⑤ 自動車の使用環境の改善

⑥ 自動車に係る金融サービス

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5177322/content.html>